

## 改正民法下の逸失利益算定における中間利息控除の意義

— 最判平成一七年六月一日 (民集五九卷五号九八三頁) —

岡本友子

## 一、事実の概要

平成一三年八月一日、Y (被告、控訴人・附帯被控訴人、上告人) は、Y 所有の普通乗用車を運転走行中、本件自動車の運転を誤り歩道に乗り上げさせた上、自転車に乗り同歩道上を対向してきたXら (原告、被控訴人・附帯控訴人、被上告人) の子A (九歳男児) に本件自動車と衝突させ死亡させた (以下「本件事故」という)。

Xらは、本件事故によるAのYに対する損害賠償請求権を法定相続分である各二分の一の割合で相続により取得し、民法七〇九条の不法行為 (主位的) または自動車損害賠償法三条に基づき (予備的) 物損を除く、Yに対し、本件事故による損害

賠償を請求した。<sup>①</sup>

本件は、損害賠償額の算定に当たりAの将来の逸失利益を現在価値に換算するために控除すべき中間利息の割合が主な争点となつた事案であり、年三パーセントのライブニッツ方式によるのが適切であるか否か判断された。

Xらは、まず、「被害者の将来にわたる稼働収入相当損害額の現在価値を算定する場合における中間利息控除割合は、物価及び賃金の各変動から導かれる経済成長率と名目金利との差である実質金利に基づくものであるべきところ」、<sup>②</sup>「本件のように訴訟の場において、実質金利を定める場合、前提となる基礎収入を裁判時点に固定することとの均衡上、実質金利についても

裁判時点までの実質金利をもって判断すれば足りるというべきである。」とした。そして、「過去の統計等によれば、実質金利が年三パーセントを超えたことは一度もないこと」から、「将来の損害についての算定方法として控え目に認定をせざるを得ないとしても、本件において採用すべき中間利息の控除率は年三パーセントとするのが相当である。」と主張した。

これに対し、Yは、「逸失利益の現在価値算定にあたって中間利息控除率を年五パーセントとすべきことは損害保険実務の慣行であるのみならず、確立した判例でもある。」と反論した。また、本件のように年少者の場合、その将来について不確定な要素が多いため、控え目な認定をするのが相当であり、「逸失利益の現在価値を算定するにあたっては控え目な算定方法が採用されるべき」等主張した。

## 二、訴訟の経緯

第一審（札幌地判平成二五年一月二六日民集五九卷五号一〇三二頁）・原審（札幌高判平成一六年七月一三日民集五九卷五号一〇五四頁）ともに、Xらの主張を採用し、Aの将来の逸失利益の算定における中間利息の控除割合を年三パーセントとすべきとし、Xらの請求を一部認容した。

第一審は、以下の理由により、Xらが主張する年三パーセントの控除率は、将来の実質金利の変動を考慮しても十分に控えめなものであり、逸失利益の算定における中間利息の控除割合

として適切であると判示した。

(1) 「不法行為時の一時金で請求する場合の中間利息控除率としては、Xらも指摘するように、年五パーセントのライブニッツ方式を採用する裁判実務が一般的である。そして、民法四〇四条の法定利息の利率が年五分であることが、その大きな根拠とされているようである。」しかし、「中間利息の控除は、本来であれば将来にしか得られないであろう金員を現在得たとすれば、それをいくらに換算するのが公平であるかという問題であり、「民法上の法定利息の利率が年五分であることは直接には関係のない問題である。」「損害賠償が、当事者間の損害の公平な分担によるべきことからすれば、中間利息の控除は、本来なら将来にならないと得られない金員を現在一時金で取得した場合に賠償を受けるべき被害者側が得る有利さの度合いと、一時金で先に支払わされることになる賠償者である加害側の不利益を勘案して決すべきである。」

そして、(2) 「加害者側が損害賠償の支払いを遅延した場合、被害者側はその制裁として年五分の割合による遅延損害金しか得られないのであるから」、「中間利息控除をせずに定期金賠償を求めた場合よりも低い額の賠償金しか得られないことになる。」加害者側も、「本来なら被害者側としても将来にしか得られないはずの金員を不法行為時の一時金として一括して支払わなければならぬという負担を強いられることになる。」が、本件のような「交通事故の場合、通常、全ての損害賠償は保険によ

り行われる」。したがって、被害者側・加害者側双方にとつて、「年五パーセントの割合によるライブニッツ方式による中間利息控除が、原則として中間利息控除の最大値であると考えられ」、「市中金利が極めて低いとか、実質金利がマイナスであるといった事情が認められる場合には、年五パーセントの割合のライブニッツ方式による中間利息控除が過大な中間利息控除になってしまふことが容易に推認されるというべきである。」「近時、このような超低金利の状態が継続していることはほとんど公知の事実といつても差し支えないくらいである。」「このような状態で、五パーセントのライブニッツ方式で中間利息控除をすることは、いかにも過剰な中間利息の控除であると考えられる。」

(3) 金利が低い状況が今後数十年にわたり継続するとか、将来は経済状況が相当によくならないという予測もまた困難であるから、蓋然性の高さからすれば、「特段の事情がない限り(現在の経済状況の原因からして、それが一時的なものであるとか、将来改善されることが相当程度の蓋然性をもっていえるような場合など)、現在の状況をもとに認定するのが最も妥当であるというべきである。」したがって、「一時金を取得することは、金利による利殖以外の有利さを被害者側にもたらすとしても、中間利息控除を年三パーセントのライブニッツ方式にして計算することは相当であると認められる。」

また、原審(札幌高判平成一六年七月一三日民集五九巻五号一〇五四頁)は、以下のように判示し、本件Aの逸失利益の現

在価値を算定するに当たり、「中間利息控除率として年三パーセントを用いるのが相当である。」と結論づけた。

(1) 交通事故による逸失利益を現在価格に換算するうえで中間利息を控除することが許されるのは、将来にわたる分割払いと比べて不足を生じないだけの経済的利益が一般に肯定されるからにはかならないのであるから、基礎収入を被害者の死亡または症状固定の時点でのそれに固定した上で逸失利益を現在価格に換算する場合には、中間利息の控除割合は裁判時の実質金利(名目金利と賃金上昇率または物価上昇率との差)とすべきである。

そして、(2) 被害者による実質的金利相当の資金運用可能性を判断する要素として、民事法定利率についての民法四〇四条を考慮することについては、同条が利息を生ずべき債権の利率についての補充規定であり、実質金利とは異なる名目的金利を定める規定であるので、同条が年五パーセント(年五分)の利率を法定しているというだけでは、実質金利の基準とすることの合理性を見出すことはできない。

また、(3) 旧破産法(平成一六年法律第七五号による廃止前のもの)四六条五号他の倒産法の規定や民事執行法八八条二項の規定が弁済期未到来の債権を現在価値に換算するに際して民事法定利率による中間利息の控除を認めていることについては、いずれも利息の定めがなく、かつ、弁済期の到来していない債権を対象としており、弁済期が到来し、かつ、不法行為時から

遅延損害金が発生している逸失利益の賠償請求権とはその対象とする債権の性質を異にしており、中間利息の控除割合についてこれらの規定を類推またはその趣旨を援用する前提を欠くものというべきである。<sup>8)</sup>

そこで、(4) 我が国の昭和三十一年から平成一四年までの四七年間における定期預金(一年物)の金利(税引き後)と賃金上昇率との差がプラスとなった年は一六年で、マイナスとなった年は三一年であること、そのうちプラス二%を超えたのは三年(最大値はプラス二・三%)であり、マイナス五%を下回った年は一六年(最小値はマイナス二一・四%)であり、全期間の平均値はマイナス三・三二%であり、直近の平成八年から平成一四年までの期間の平均値は〇・二五%であることによれば、Aの将来の逸失利益を現在価額に換算するための中間利息の控除割合としての実質金利は、多くとも年三%を超えることはなく、中間利息の控除割合を年三%とすることが将来における実質金利の変動を考慮しても十分に控え目なものというべきである。

これに対し、Yが上告及び上告受理申立て。

### 三、判旨

最高裁は、Yの上告受理申立てを受理し、Yの敗訴部分につき破棄差戻しとした。

「我が国では実際の金利が近時低い状況にあることや原審の

いう実質金利の動向からすれば、被害者の将来の逸失利益を現在価額に換算するために控除すべき中間利息の割合は民事法定利率である年五%より引き下げるべきであるとの主張も理解できないではない。

しかし、民法四〇四条において民事法定利率が年五%と定められたのは、民法の制定に当たって参考とされたヨーロッパ諸国の一般的な貸付金利や法定利率、我が国の一般的な貸付金利を踏まえ、金銭は、通常の利用方法によれば年五%の利息を生ずべきものと考えられたからである。そして、現行法は、将来の請求権を現在価額に換算するに際し、法的安定及び統一の処理が必要とされる場合には、法定利率により中間利息を控除する考え方を採用している。例えば、民事執行法八八条二項、破産法九九条一項二号(旧破産法(平成一六年法律第七五号)による廃止前のもの)、四六条五号も同様、民事再生法八七条一項一号、二号、会社更生法一三六条一項一号、二号等は、いずれも将来の請求権を法定利率による中間利息の控除によって現在価額に換算することを規定している。損害賠償額の算定に当たり被害者の将来の逸失利益を現在価額に換算するについても、法的安定及び統一的处理が必要とされるのであるから、民法は、民事法定利率により中間利息を控除することを予定しているものと考えられる。このように考えることによつて、事案ごとに、また、裁判官ごとに中間利息の控除割合についての判断が区々に分かれることを防ぎ、被害者相互間の公平の確保、損害額の

予測可能性による紛争の予防も図ることができる。上記の諸点に照らすと、損害賠償額の算定に当たり、被害者の将来の逸失利益を現在価値に換算するために控除すべき中間利息の割合は、民事法定利率によらなければならないといふべきである。」

四、研究<sup>⑨</sup>

平成二九年五月二六日、「民法の一部を改正する法律」(「平成二九年法律第四四号」)が成立した(以下「改正法」という)。改正法は、同年六月二日公布され、一部の規定を除き、二〇二〇年四月一日に施行される。<sup>⑩</sup>

(1) 民法改正前後の関係規定(新旧対照条文)

逸失利益は、将来長期にわたり取得するはずであった利益を現在の一時金で支うため、中間利息を控除する必要がある、この現価算定に当たり中間利息の控除割合・方式等については、解釈に委ねられてきた。

改正法では、規定を新設し、四一七条の二第一項(及び七二二条第一項)で、損害賠償請求権発生時(不法行為の場合は不法行為時)を基準時とする法定利率によることを明示した。

(2) 民法改正前後の本判決の位置づけ

一 改正後の本判決の位置づけ(本判決の明文化、本判決と異なる内容が明文化(意味を失う)、改正前と異なる位置づけ、

改正後	改正前
<p>(中間利息の控除)</p> <p>第417条の2<sup>(13)</sup> 将来において取得すべき利益についての損害賠償の額を定める場合において、その利益を取得すべき時までの利息相当額を控除するときは、その損害賠償の請求権が生じた時点における法定利率により、これをする。</p> <p>2 将来において負担すべき費用についての損害賠償の額を定める場合において、その費用を負担すべき時までの利息相当額を控除するときも、前項と同様とする。</p> <p>(損害賠償の方法、中間利息の控除及び過失相殺)</p> <p>第722条 第417条及び第417条の2の規定は、不法行為による損害賠償について準用する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>(損害賠償の方法及び過失相殺)</p> <p>第722条 第417条の規定は、不法行為による損害賠償について準用する。</p> <p>2 (同上 (同左))</p>

改正前と同じ位置づけなど<sup>14)</sup>

本判決の枠組を明文化。これにより、本判決は、改正後は意味を失うものと解される。

本判決<sup>15)</sup>は、九歳男児の自動車事故死に基づき両親が損害賠償を請求した事案で、損害賠償額の算定に当たり、九歳男児の将来の逸失利益を現在価値に換算するために控除すべき中間利息の割合が主な争点となり、①法的安定性や統一的处理の必要性、②被害者相互間の公平の確保、③損害額の予測可能性による紛争の予防等を理由に、最高裁として初めて「損害賠償額の算定に当たり、被害者の将来の逸失利益を現在価値に換算するために控除すべき中間利息の割合は、民法法定利率によらなければならない」と判示し、この問題に対して判断が分れていた下級審の統一化を図った点で、実務的意義を有した。

改正後は、中間利息を控除するときは、変動法定利率（後掲の改正民法四〇四条参照。現民法の年五％の固定制から利率の変動制に変更。当初から三年間は三％に固定）に拠ることになる。

現行法定利率と市中金利が大きく乖離し、当事者間に制度上予定しない不公平が生じているとの指摘があり、この乖離を防ぐ観点から、金利計算の簡明さを保ちつつ、法定利率をその時々における市中金利の水準に可及的に合致させるために、法定利率が変動制とされた<sup>16)</sup>。なお、二〇一七年四月二二日衆議院議員法務委員会で、「中間利息控除に用いる利率の在り方について、

本法施行後の市中金利の動向等を勘案し、必要に応じ対応を検討すること。」との附帯決議がされている。

これに対し、中間試案では、現行の年五％の固定制を維持したが、中間試案に対して寄せられた意見の概要（各論二）<sup>18)</sup>では反対が多く、主に①中間利息控除は原則として運用利率に近い利率で行うべきであり、五％は高すぎる、②法定利率と中間利息控除の割合との比較において後者だけ高いまま固定されることは被害者救済の観点から著しく不合理である、といったものであった。

本条により、現在の算定方式を前提とすると、実際の逸失利益の賠償額は大きく増額されることになり、裁判実務に対する影響も非常に大きいものとなろう。

今後の課題としては、以下のものが挙げられる。すなわち、

①①法定利率の変動に伴って賠償すべき損害額が変動すると、損害保険の内容について見直しが必要になる可能性がある。この見直しの頻度が高くなると、損害保険会社には保険の見直しに係るコスト増が発生する。これは、ひいては、自動車事故等を対象とする損害保険の保険料に影響を与える可能性がある。また、②法定利率の変動に伴って保険金支払額に変動が生じ得るため、保険契約者にとって保険料の支払時と実際の事故時で想定された損害賠償額の水準が異なり得るという問題もある。これらの社会的コストをどのように考えるか。

さらに、②法定利率に伴って中間利息控除に用いる割合も変

動すると、被害者が被害を受けた時期によって、仮に他の要素が全く同じであったとしても損害賠償額が異なり得ることとなるが、どのように考えるか。

改正法は、①三年毎の見直し、②見直しの基準となる金利は六〇カ月の貸出金利の平均値、③変動は一%単位、から成る「穏やかな変動制」を採用しており、上記課題はさほど問題とはならないであろう。

## 二 改正前

中間利息控除は、損害賠償額の算定に当たり、将来の逸失利益額を現在価額に換算するため、損害賠償額の基準時から将来利益を得られたであろう時までの利息相当額(中間利息)を控除するものであるが、現民法には中間利息の算定方法についての規定はなかった。

裁判実務では、原則として中間利息控除の利率につき、年5%の法定利率を用いている。平成一一年一月一六日、東京・大阪・名古屋の三地裁判事交通事故専門部による「交通事故による逸失利益の算定方式についての共同提言」では、中間利息の控除方法につきライブニッツ方式に統一し、中間利息の控除割合は「特段の事情がない限り、年五分の割合による」とした。その事情として、①損害賠償金元本に附帯する遅延損害金については民事法定利率が年五分とされていること、②過去の経験に基づいて長期的に見れば年五分の利率は必ずしも不相当とは

いえないこと、③個々の事案ごとに利率の認定作業をすることは、非常に困難で、大量の交通事故による損害賠償請求事件の適正かつ迅速な処理の要請による損害の定額化及び定型化の方針に反することなどが考慮された。

この「共同提言」以降も、近時の長期の低金利のもとでは、逸失利益の算定に多大な影響を与えるため、本判決の第一審・原審のように、5%よりも低い利率を採用する裁判例も見られた。学説でも、法定利率年五パーセントの中間利息控除に対して、今日の定期預金金利の低さに鑑みると、一時金を運用したならば被害者が得るであろう利息額は、中間利息額を大幅に下回り、また現在価額に評価替えをするためになされる中間利息の控除は利息債権に関する民法四〇四条が直接適用される場合ではないから、「必ずしも不合理な方法とは言えない」と評価されている算定方式にも「本当に改善の余地はないのか」と問題提起をする者がいた。また、津地熊野支判平成一二年二月二六日自保ジャーナル一三八〇号五頁同様、折衷的な解決を示唆する者もいた。たとえば、ケースバイケースによる控除率調整方式の主張、中間利息控除の問題は基本的には事実認定の問題としても、現状と五パーセントとの乖離は大き過ぎ、裁判でやる場合には少なくとも当面、こ一〇年ぐらいはかなりの低金利状態が続く状況で三パーセントぐらいにし、それ以降は従来の慣行で五パーセントにしておくとか、工夫があつてよい、「裁判官が個々の事案において『相当な認定』として法定利率

と異なる中間控除の割合を適用することも否定すべきでないのではないか<sup>28)</sup>、というものである。さらに、法定利率の変動制を主張する者もいた。

前述したように、本判決は、法的安定性及び統一的な処理の観点から、従来からの立場を踏襲し、四〇四条の法定利率を基準とすることを明確化した。そのため、本判決以降は、被害者側が年五パーセント未満と主張したとしても、通らなくなってしまう<sup>29)</sup>。

本判決以降、被害者側は、新たに、(1)中間利息の控除方式についてホフマン式の採用や、(2)損害賠償金の請求方法について一時金賠償方式に代えて定期金賠償方式を求めるようになった。

(1)については、周知のように、中間利息の控除方式については、単利方式であるホフマン方式と複利方式であるライブニッツ方式が存在するが、従来このいずれの方式も不合理とはいえないとして実務上是認されてきた(最判昭和五三年一〇月二〇日民集三二巻七号一五〇〇頁、最判昭和五四年六月二六日交通民集一二巻三三六〇七頁、最判昭和五六年一〇月八日交通民集一四巻五号九九三頁、最判平成二年三月二三日判時一三五四号八五頁、最判平成八年一月一八日自動車保険ジャーナル一四一四号二頁、最判平成二二年一月二六日判時二〇七六号四七頁)。前述した東京・大阪・名古屋の三地裁判事交通事故専門部の「共同提言」は、二〇〇〇年一月一日以降ライブニッツ方式によるとした<sup>30)</sup>。

しかし、被害者側としては、本判決により中間利息の控除割合が裁判上民事法定利率年五%に確立されたとしても、なお中間利息が控除され過ぎであるとして、実務上ライブニッツ式とされるものの、中間利息の控除方式は単利のホフマン方式を採用すべき旨の主張が考えられた(「中間利息控除利率は五パーセント、控除方法はホフマン方式」)。

また(2)について、従来、定期金賠償方式は、長期にわたる賠償金の支払になるため加害者側の履行確保の問題が生じるため積極的に主張されることが少なく、死亡逸失利益につき定期金賠償方式を主張する合理性や、被害者の申立てがない場合であっても定期金賠償を命じることができかねるかが問題であった。しかし、東京高判平成一三年六月一三日判時一七五二号四四頁が「逸失利益の損害賠償を請求する被害者は、これを不満とするのであれば、一時金による賠償ではなく、中間利息の控除という問題を生じない定期金による賠償(民事訴訟法一一七条参照)を請求するという方法も採り得る」と付言していた。また、学説からも、定期金賠償方式について検討すべき旨の主張がみられた<sup>31)</sup>。

そこで、本判決以降、従来からの一時金賠償方式に代えて、定期金賠償方式に基づく損害賠償請求が散見された<sup>32)</sup>。

### 三 改正後(関連することなど)

改正後、被害者側の前記(1)(2)の主張はどうなるであろうか。



改正民法下の逸失利益算定における中間利息控除の意義  
 一最判平成17年6月14日（民集59巻5号983頁）一

中間利息の控除が変動法定利率（後掲改正民法四〇四条により二〇二〇年四月一日～二〇二三年三月三十一日の当初三年間は三％）に基づくため、年五％のホフマン方式による逸失利益算定よりも賠償額が増額することになる。また、中間利息の控除自体を回避するには定期金賠償方式が最適であるが、一長一短があるため、当初三％の変動法定利率の施行後はどうなるか、今後の推移を見守りたい。

なお、後遺障害逸失利益の算定において、適用される中間利息の控除割合は不法行為時であるものの、いつの時点で現在価額を算定すべきであるか、事故時か症状固定時かは、改正後においてもなお解釈に委ねられている。

また、四一七条の二第二項（及び七二二条一項）では、将来の逸失利益のみならず、将来の介護費用のような、将来負担すべき費用についても、損害賠償額算定における中間利息控除の場面では、利息債権と同様の基準で変動制が妥当し、その利率の基準時は損賠償請求権発生

改正後	改正前
<p>(法定利率)</p> <p>第404条<sup>(40)</sup> 利息を生ずべき債権について別段の意思表示がないときは、その利率は、<u>その利息が生じた最初の時点における法定利率による。</u></p> <p>2 <u>法定利率は、年3パーセントとする。</u></p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、法定利率は、法務省令で定めるところにより、3年を1期とし、1期ごとに、次項の規定により変動するものとする。</u></p> <p>4 <u>各期における法定利率は、この項の規定により法定利率に変動があった期のうち直近のもの（以下この項において「直近変動期」という。）における基準割合と当期における基準割合との差に相当する割合（その割合に1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を直近変動期における法定利率に加算し、又は減算した割合とする。</u></p> <p>5 <u>前項に規定する「基準割合」とは、法務省令で定めるところにより、各期の初日の属する年の6年前の年の1月から前々年の12月までの各月における短期貸付けの平均利率（当該各月において銀行が新たに行った貸付け（貸付期間が一年未満のものに限る。）に係る利率の平均をいう。）の合計を60で除して計算した割合（その割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）として法務大臣が告示するものをいう。</u></p>	<p>(法定利率)</p> <p>第404条 利息を生ずべき債権について別段の意思表示がないときは、その利率は、<u>年5分とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

時の法定利率とすることを示した。<sup>10)</sup>

最後に、人身損害賠償において、そもそも逸失利益の賠償を中核とする現在の裁判実務の算定方式が適切妥当であるか、改正後もなお損害賠償制度の在り方について再検討すべきであろう。

### 註

(1) Xらは、主位的請求として逸失利益を一時金での支払いを求め、かつ逸失利益の算定に当たり中間利息控除の割合を三パーセントのライプニッツ方式で行うべきことを主張し、それが採用されない場合には予備的請求に基づく判決を求めている。

(2) 他に、Aの基礎収入額、慰謝料額、及びXらの求めた慰謝料部分については定期金賠償とすることの可否等があるが、本稿では中間利息控除の割合についてのみ採り上げる。

(3) 民集五九卷五号一〇五八頁〜一〇六〇頁。Xらは、①中間利息控除率を五パーセントとする実務慣行、②中間利息と民事法定利率の関係、③破産法等他の法律との関係、④遅延損害金との関係については、以下のとおり主張している。

①「多数の交通事故損害賠償事件における『法的安定性の維持』、『民事法定利率が五パーセントである』、『破産法等が中間利息について年五パーセントの控除を定めて

いる』、『交通事故の損害金元本に付される遅延損害金の率が年五パーセントである』といったことがらを論拠としていることは、将来の収入を失った者の逸失利益の現在価値を経済的に求めるという中間利息控除の考え方自体にそぐわない。」Xらは、過去の多数の裁判例が採用した逸失利益の現在価値算定方法について、その合理性がない旨主張しているのであるから、これに法的安定性をもって答えることは議論を圧殺するものである。」

また、②「民事法定利率は、元本に対する法定利率であり、それは名目利率を基礎に認定されたものであるところ」、「本件で問題とされているのは、基礎収入を裁判時に固定した上で、将来の逸失利益の現在価値を算定する場面における中間利息控除率であるから、名目利率又はそれに基づく法定利率を適用することの必然性や合理性は認められない。」

③「破産法等が中間利息について五パーセントの控除を定めていることについては、それらが弁済期末到来の債権について上乗せされている将来利息分を控除して現在額を算定するための方法である」のに対し、「本件で問題とされているのは既に履行期が到来して遅滞に陥っている損害賠償債権であり、かつ「その損害(逸失利益)にはそもそも将来分の利息・損害金の上乗せはされていないのである」から、「逸失利益算定において上記破産

法等の規定を援用することは不合理である。」

したがって、④「交通事故の損害金元本に付される遅延損害金の率が年五パーセントであることから、逸失利益の現在価値を算定する場合の中間利息控除率は民事法定利率によるべきであるとの議論もまた不合理である。」

要するに、中間利息の控除割合を年五パーセントよりも低くすべき理由として、現在のわが国の預金金利の実情などに鑑み、現在の低金利の現状からすれば、年五分の法定金利は高く、国民生活から乖離し実態に即しておらず、長期的に年五パーセントを大幅に下回る実質金利しか期待できない。当事者の公平という観点から、利率は年三パーセントを超えないものと考えらるべきである。

遅延損害金と中間利息控除とは性格が異なるので、前者が法定利率によっても後者は法定利率による必要はないことになる。

(4) 民集五九巻五号一〇六一頁。その他、Yは、「中間利息控除率として他の損害賠償額に対するのと同様に年五パーセントを採用することは、他の損害賠償との均衡を図る上でも妥当な方法」というべきであり、さらに、本件のように「死亡した被害者（年少者）の逸失利益をその両親が相続する」、いわゆる逆相続は「極めて擬制的である」として、「被害者（年少者）の逸失利益が本来であればどのよう

に費消されるかは全く予測不可能であるから、中間利息控除率についてのみXらの主張に係る計算をすべき合理性はない。」と主張した。

(5) 第一審及び原審によると、九歳男子の死亡逸失利益額は、一八歳から六七歳までの四九年間、平成一三年賃金センサス男子全年齢平均賃金年額五六九万九一〇〇万円を基礎に、生活費を五〇％控除し、ライブニッツ方式により中間利息を控除して算定した場合、中間利息の利率を年三％とする

と五五三〇万三二六二円、年五％とする

と三三三万八八

九七円であり、この差額は二二一六万四三六五円となる。

ちなみに、Xらの主張は、平成一〇年度賃金センサス大卒男子全年齢平均賃金六八九万二三〇〇円を基礎に、二二歳から六七歳までの四九年間、生活費控除率を四〇％、中間利息控除率を三％として七一一万五八四〇円であった。

(6) 民集五九巻五号一〇四三〜一〇四六頁。なお、逸失利益の賠償について正確性において優れている「定期金賠償」の方式を選択せず「一時金による賠償を求める以上は、裁判実務の慣行通り、年五パーセントのライブニッツ方式による中間利息控除をされても仕方ない」という考え方に対して、以下のとおり斥けた。定期金賠償の場合、「将来賠償義務者である加害者が死亡し相続放棄された場合や破産による免責を受けた場合、将来分の賠償金の回収ができなくなる危険を被害者側が負うことも考えられるから、定期金賠償の方法を選択しないことをもって、年五パーセン

トのライブニッツ方式で中間利息控除されることを甘受すべきであるということとはできないというべきである。」

- (7) 民集五九卷五号一〇六五―一〇六八頁。その他、原審は、過去の圧倒的多数の裁判例が年五パーセントの法定利率をもって逸失利益の中間利息控除割合とした法的安定性の維持に対しては、「顕著な事実」としつつも、そのことをもって、中間利息控除割合として年五パーセントの法定利率を採用してもなお、将来にわたる分割払いに比べ不足を生じないだけの経済的利益が被害者に与えられたと一般的に肯定し得るものではないとした(同一〇六六―一〇六七頁)。

- (8) なお、本文各法条の場合と本件逸失利益算定の場合とは、いずれも将来を予測するという点で共通する要素が認められないが、破産法等が規定する債権については、無利息債権についての期限到来までの利益として折り込まれた期限未到来債権額相当部分を名目金利である法定利率相当額とみなすことに一応の合理性が認められるのに対し、裁判時に認定された基礎収入を固定して算定される逸失利益の現在価値を算定する上で、将来分の利益を名目金利に従って控除する合理性は認められないとした(民集五九卷二五号一〇六六頁)。

- (9) 本稿は、二〇一九年六月一五日に開催された「第二回「神戸大学」民法改正合同勉強会(第三期)」において、筆者が報告したレジュメにつき若干の加筆修正を行ったもの

である。同勉強会に出席された先生方のご質問・ご意見に対し、記して感謝申し上げます。

- (10) <http://www.moj.go.jp/content/001226886.pdf>  
 (11) [http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06\\_001070000.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_001070000.html) 詳細は、「民法の一部を改正する法律の施行期日」参照。  
<http://www.moj.go.jp/content/001242839.pdf>

- (12) 法制審議会民法(債権関係)部会(以下「部会」という)の部会資料・議事録は、法務省のウェブサイトに掲示されている。[http://www.moj.go.jp/shingij/shingikai\\_saken.html](http://www.moj.go.jp/shingij/shingikai_saken.html) 本稿においては、法務省ウェブサイト掲示のPDF版により引用する。

各案としては、①「民法(債権関係)の改正に関する中間試案」(平成二五年二月二六日決定、同七月四日補訂、以下「中間試案」と引用)、②「民法(債権関係)の改正に関する要綱仮案の原案(その一)」部会資料七九一一、同「(その二)」部会資料八〇一一、同「(その三)」部会資料八一一一(以下「要綱仮案の原案(その一)」「(その二)」「(その三)」として引用)、③「民法(債権関係)の改正に関する要綱仮案の第二次案」部会資料八二一一(以下「要綱仮案の第二次案」として引用)、④「民法(債権関係)の改正に関する要綱仮案(案)」部会資料八三一一(以下「要綱仮案(案)」として引用)、⑤「民法(債権関係)の改正に関する要綱仮案」(平成二六年八月二六日決定、以

- 下「要綱仮案」として引用)、⑥「民法(債権関係)の改正に関する要綱案の原案(その二)」部会資料八四一、同「その二」同八六一(以下「要綱案の原案(その二)」(その二))として引用)、⑦「民法(債権関係)の改正に関する要綱案(案)」部会資料八八一(以下「要綱案(案)」として引用)、⑧「民法(債権関係)の改正に関する要綱案」(平成二十七年二月一〇日決定、以下「要綱案」として引用)、⑨「民法(債権関係)の改正に関する要綱案」(平成二十七年二月二四日決定、以下「要綱」として引用)、⑩「民法の一部を改正する法律案要綱」(<http://www.moj.go.jp/content/001142180.pdf> 以下「法律案要綱」として引用)、⑪「民法の一部を改正する法律案」(平成二十七年三月三十一日第一八九回国会提出、以下「法案」として引用) <http://www.moj.go.jp/content/001226886.pdf>がある。なお平成二十九年四月一四日衆議院において修正議決された。
- (13) 部会における審議経過のうち、各案と改正法案文案・改正法案文との対応関係については、二〇一六年一二月三日開催「第八回「神戸大学」民法改正合同勉強会」における筆者の報告「第一〇 法定利率 三 中間利息の控除」に拠る。
- ①「中間試算 第八 債権の目的 四 法定利率(民法四〇四条関係) (三) 中間利息控除」
- ②同「補足説明」

- ③「要綱案の取りまとめに向けた検討(二〇) 第一債権の目的(法定利率)」部会資料七四B
- ④「要綱案の取りまとめに向けた検討(二七) 第一法定利率」部会資料八一B
- ⑤「要綱仮案の第二次案 第九 法定利率 三 中間利息控除」部会資料八二一
- ⑥同「補充説明」部会資料八二二
- ⑦「要綱仮案(案) 第九 法定利率 三 中間利息控除」部会資料八三一
- ⑧同「補充説明」なし
- ⑨「要綱仮案 第九 法定利率 三 中間利息控除」
- ⑩「要綱案の原案(その一) 第九 法定利率 三 中間利息控除」部会資料八四一
- ⑪同「補充説明」部会資料八四三
- \*⑫「要綱案(案) 第九 法定利率 三 中間利息控除」部会資料八八一
- ⑬同「補充説明」なし
- ⑭「要綱案 第九 法定利率 三 中間利息控除」
- ⑮「要綱 第九 法定利率 三 中間利息控除」
- ⑯「法律案要綱 第十 法定利率 三 中間利息控除 第一項(第四百七条の二第一項関係)、第二項(第四百七条の二第二項関係)」
- \*法案文案と形式上同じものは、⑫の段階で提示された。

- (14) 民法が改正された規定に関する重要な最高裁判決について、民法改正が施行された後、それらの判例が意義を有するかどうか、有するとしたらどのような意義を有するか等を検討する。
- (15) 本判決の解説・評釈として、中村也寸志・曹時五九巻九号二八一頁以下(二〇〇七年)(最判解民平一七年三二一頁以下所収)、及び同二九四頁(注8)記載のもののほか、尾島茂樹・交通事故判例百選「第五版」(二〇一七年)一〇四頁以下がある。
- (16) 「要綱案の取りまとめに向けた検討(一〇) 第一債権の目的(法定利率)(〇)総論」部会資料七四B・一〇二頁。忍岡真理恵・松尾博憲「徹底フォロー!法制審民法(債権関係)部会第三ステージの審議状況(二三)」NBL一〇二二号一〇頁。
- (17) 資料「第一九三回国会 閣法第六三号 衆議院議員法務委員会附帯決議・民法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」NBL一〇一〇一八頁(二〇一七年)。
- (18) 部会資料七一三・一二一〜一四頁。
- (19) 「要綱案の取りまとめに向けた検討(一〇) 第一債権の目的(法定利率)(四) 中間利息控除」部会資料七四B・九一〜一〇頁。
- (20) たとえば、一八歳の男女の逸失利益を東京地裁方式により算定し、生活費控除五割、法定利率年三%に対応する中間利息係数二五・五〇一七(年五%では一八・一六八七)、平成三〇年「賃金センサス」の年取、男子労働者全年齢平均賃金年額五五八万四五〇〇円、全労働者全年齢平均賃金年額四九七万二〇〇〇円(男子の八九%)、女子労働者全年齢平均賃金年額三八二万六三〇〇円(男子の六八%)に基づく、一八歳の男子労働者の逸失利益は五〇七三万一千五二〇円、一八歳の全労働者の逸失利益四五一六万七三三八円、一八歳の全労働者の逸失利益に生活費控除四割とすると、五四二〇万〇八六五円、七六〇七万六七一円、一八歳の女子労働者の逸失利益三四七五万九四八円、四八七八万八五七七円、女子平均賃金に生活費控除を三割とすると、女子の逸失利益は四八六六万三二七円、六八三四万四九八七円と、それぞれ一四〇〇万円強、二一〇〇万円強増額する。これに伴い、男女格差はやや減少する。
- (21) 「要綱案の取りまとめに向けた検討(一〇) 第一債権の目的(法定利率)(四) 中間利息控除」部会資料七四B・一一頁。
- (22) 能見善久・中井康之「債権法改正と実務上の問題 〇一 法定利率」ジュリー一五二四号六四頁(二〇一八年)。
- (23) たとえば、東京高判平成一三年六月一三日判時一七五二号四四頁(「利率が年五%と定められたのは、民法制定当時のヨーロッパ各国及び我が国の一般的な貸付金利が五%

であったことを踏まえて、金員の一般的な運用利率を長期的に展望したことによるものあり(穂積陳重政府委員の答弁を参照)、金利動向の短期的な変動によって頻繁に利率を変更することが予定されているものではないが、法定利率と実際の金利情勢との著しい乖離が長期間継続することが見込まれる場合には、法定利率を変更することも考慮されるべきである。しかし、そのためには民法四〇四条の改正という立法上の手当がされる必要がある。)

(24) 井上繁規・中路義彦・北澤章功「交通事故による逸失利益の算定方式についての共同提言」判時一六九二号一五九頁(二〇〇〇年)。

(25) たとえば、福岡地判平成八年二月一三日判タ九〇〇号二五一頁(年四%)、東京高判平成二二年三月二二日判時一七二二号一四二頁交通民集三三巻二号四四五頁(年四%)、長野地諏訪支判平成二二年一月一四日自保ジャーナル一三八〇号八頁(年三%)、長野地諏訪支判平成一三年七月三日自保ジャーナル一四二二号一頁(年三%)、津地四日市支判平成一三年九月四日自保ジャーナル一四二二号一頁(年三%)。

(26) 潮見佳男『不法行為法』(信山社、一九九九年)二七八頁。

(27) 野村好弘発言・交通民集三一巻索引・解説号四二二頁。

(28) 淡路発言・同右四二二三頁。この点につき、河邊和義裁判

官は、他の裁判所の交通部との協議会で、「特に労働能力の喪失期間が三年、四年という短期間の場合に、なお年五パーセントで資金運用し得ることを前提として、年五パーセントの割合で中間利息を控除したとすると、果たして『現実離れしている』という批判に耐えられるのだろうか」という懸念が表明されたという(同右四二四頁)。

(29) 吉村良一「判批」判評五一七号二二頁(判時一七七〇号一八三頁)(二〇〇二年)。

(30) 大島眞一「逸失利益の算定における中間利息の控除割合と年少女子の基礎収入」判タ一〇八八号六四頁(二〇〇二年)、加藤雅信『新民法体系Ⅲ 債権総論』(有斐閣、二〇〇五年)三七頁、小野秀誠「判批」民商一三三巻四・五号八四〇頁(二〇〇六年)、同「変動利率と超・低金利の法

律問題」NBL一〇〇八号五七頁(二〇一三年)。

(31) たとえば、さいたま地判平成二〇年七月三〇日LEX/DB2811406の原告らは、高三男子の学校事故による死亡逸失利益につき、中間利息の控除方式についてライプニッツ方式をとる場合、中間利息の控除割合を年二%として計算すべきと主張、「中間利息を控除する根拠は、加害者、被害者間の不公平を解消する点にあるところ、控除すべき利息は、遺族が受け取る金額を元本として運用した場合に得ることのできる運用利益としての利息であって、その控除率は、市民層の一般的な運用方法である定期預金

の金利を基準に計算すべきである。民法四〇四条が定める民事法定利率は、金銭債務の遅延損害金や利息について、当事者間に合意のない場合に法律が一定の利率を定めただけであり、また任意に相手方に金銭を支払わない者に対する一種の制裁的要素をも有するものであって、逸失利益算定の際に控除すべき利息とは適用される場面を全く異にする。」「Aが死亡した平成一六年五月当時、預入金額一〇〇万円以上、預入期間一〇年の定期預金の金利は、年〇・二二七%の低金利の状態である。近時の公定歩合、銀行預金利率、経済情勢の客観的状況及び予測等を総合勘案すれば、今後も長期にわたって低金利時代が続く蓋然性は非常に高く、仮に上昇することとしても、平均して年五%の運用利回りにまで上昇することを想定することは全く不可能である。」「したがって、加害者と被害者との間の公平を図るためには、現在及び将来の金員の一般的運用利益を考慮して、年二%とするのが合理的である。』。

(32) 典型的には、たとえば、五八歳の専業主婦の後遺障害逸失利益につき、原告が中間利息の控除割合を年二パーセントと主張しても、東京地判平成一八年一〇月二六日交通民集三九卷五号一四七二頁は、単に「控除すべき中間利息は五パーセントが相当」とした。同様に、二五歳の有職男子の後遺障害逸失利益につき、原告が年四パーセントのライプニッツ係数により中間利息を控除して請求しても、名古屋

屋地判平成一九年五月八日交通民集四〇卷三三五八九頁は、特に理由も付けず、年五パーセントのライプニッツ係数を採用した。

(33) 井上・中路・北澤・前掲注(24)一六二頁以下。いわゆる貸金センサスの男女別全年齢平均貸金を基礎に中間利息をライプニッツ方式により控除する「東京地裁方式」による逸失利益算定の統一化である。

(34) 大島眞一「ライプニッツ方式と Hoffman 方式」判タ一二二八号五三頁以下、特に六四、六五頁(二〇〇七年)(現在の金利情勢等から、年五%の複利で中間利息を控除するライプニッツ方式は控除しすぎとして、Hoffman 方式の採用を主張)。たとえば、本判決が「中間利息の控除において法定利率を採用する以上、控除方式としては、特段の事情がない限り、民法四〇五条が定める原則である単利に相当する方式、すなわち Hoffman 方式を採用すべき」(名古屋地判平成一九年七月三十一日交通民集四〇卷四号一〇六四頁の原告)、「中間利息控除の計算方法として、民法が利息については単利計算を原則とする旨を定めていると解されることに照らして、Hoffman 方式を採用すべき」(前掲東京地八王子支判平成一九年九月十一日の原告)、「逸失利益の算定に当たって中間利息を控除する方式として、民事法定利率年五分での単利方式である Hoffman 方式(将来取得する債権額を毎年均等に取得するという前提に立つ複式ホ



フマン方式をいうものと解される。）を採用すべき」（札幌  
高判平成二〇年四月一八日LEX/DB3814135の原告）参  
照。

さらに、「単利が原則」を根拠づけるために、「倒産法の  
中間利息計算実務は単利でなされ、複利で計算されていな  
いのが実情であること、加害者の支払利息には遅延損害金  
もあるが、これは単利で計算されるどころ、中間利息控除  
利率のみ複利で計算することは不公平であること、民法四  
〇五条で複利計算が一般的に許されないのに、被害者の運  
用利率のみ複利が許されるのであれば、被害者にあまりに  
不利で、被害者と加害者の損害分担の公平の理念に反する  
こと」（名古屋地判平成一九年七月三一日交通民集四〇巻  
四号一〇六四頁の原告）、「民事執行法八八条二項、破産法  
九九条一項二号（旧破産法（平成一六年法律第七五号によ  
る廃止前のもの）四六条五号も同様）、民事再生法八七条  
一項一号、二号、会社更生法一三六条一項一号、二号によ  
り中間利息を控除するに当たってホフマン式が採用されて  
いる」（前掲最判平成一七年六月一四日の差戻審・札幌高  
判平成一八年三月二三日自保ジャーナル一六三九号二一頁  
の控訴人）、を挙げている。

(35) 淡路剛久『不法行為法における権利保障と損害の評価』  
（有斐閣、一九八四年）一五九頁、楠本安雄『人身損害賠  
償論』（日本評論社、一九八四年）一五六頁、吉村良一

「判批」民商八九巻一号一三七頁（一九八三年）、倉田卓次  
「年金賠償再論」判タ八五四号八頁以下（一九九四年）、同  
「定期金賠償」浅井登美彦・園尾隆司編『現代裁判法体系  
七』（新日本法規、一九九八年）一九一頁以下、藤村和夫  
「中間利息控除割合—その議論の終焉と新たな議論の構築  
に向けて—」賠償科学二八号一三三頁（二〇〇二年）、同  
「判批」交通民集三四巻索引・解説号三二八頁（二〇〇四  
年）参照。

(36) 既に、東京地判平成一五年七月二四日判時一八三八号四  
〇頁の原告は、三歳と一歳の女兒の死亡逸失利益につき、  
一八歳になる年の命日から三三歳になる年の命日までの一  
五年間について命日毎の定期金賠償方式による支払い、以  
後の死亡逸失利益については一六年目の命日を期限とする  
一括払いを求めた。「定期金賠償方式によるならば、一時  
金賠償方式による場合の中間利息控除における法定利率と  
実勢利率との乖離という困難な問題に直面せず済むので  
あるから、この場合に定期金賠償方式を採用することに有  
意性があることは明らか」と主張していた。

また、たとえば、大阪地判平成一七年六月二七日交通民  
集三八巻三三二頁の原告らは、一八歳の高三男子の死  
亡逸失利益につき、まず「不法行為による損害賠償の方法  
については、一時金賠償方式のみしか認められないとは現  
在では考えられていない。後遺障害逸失利益や将来の介護

費用についての定期金請求は、将来の時間的経過に伴って損害が具体化するという実態に沿うものであり、損害賠償請求権者の選択により定期金請求が当然認められる」とし、「死亡逸失利益についても、被害者が生きていたなら将来得られたであろう利益をてん補するものであるから、被害者が各年齢になったら得られたであろう金額から生活費を控除した残額を、それが得られるであろう各時期に定期金として支払う方式が一括して支払う方式より合理的であり、「我が国の社会では、月給制がほとんどであるから、毎月払いの定期金支払が一番適している」と主張する。特に、「一時金賠償方式においては、通常民事法定利率である年五%で中間利息を控除しているが、昨今のように実勢利率が極めて低い水準で推移している状況の下では、法定利率と実勢利率との乖離の問題が生じている。死亡逸失利益について定期金賠償方式を採れば、このような中間利息の問題は生じない」から、「実質的な観点からしても、死亡逸失利益について定期金賠償方式を採る意味がある。」よって、「死亡逸失利益について、一時金として請求するか、定期金として請求するかは、それが損害賠償義務者の支払を著しく煩瑣にするなど権利の濫用と評価されるような場合を除いては、損害賠償請求権者の選択に委ねられるべきである」と主張した。

(37) 「要綱案の取りまとめに向けた検討(一七) 第一法

定利率」部会資料八一B・七頁。

(38) 水野謙「一四 中間利息控除」潮見佳男ほか編「詳解改正民法」(商事法務、二〇一八年) 二二〇頁。

(39) 潮見佳男「民法(債権関係) 改正法の概要」(きんざい、二〇一七年) 七二頁。なお、本条は、前掲注(37) 一頁と同じ内容が要綱仮案の第二次案で示され、要綱仮案(案)、要綱仮案に引き継がれ、①将来の逸失利益について控除される中間利息は損賠償請求権発生時の法定利率とされ、要綱案の原案(その一)で、②将来負担すべき費用についても同様に規定し、要綱案、要綱、法律案要綱、改正法案、改正法へと引き継がれた。

(40) 紙幅の関係上、改正法では「法定利率」についてどのような利害状況によりどのような規律が採用されたのか、その規律の下ではどのような解釈論が適切であるか、今後の課題等に関しては、別稿を予定している。

なお、四〇四条の各案と改正法案条文・改正法条文との対応関係は、以下のとおりである。

① 中間試算 第八 債権の目的 四 法定利率(民法四〇四条関係) (一) 変動制による法定利率 (二) 法定利率の適用の基準時等

② 同「補足説明」

③ 「要綱案の取りまとめに向けた検討(一〇〇) 第一債権の目的(法定利率)」部会資料七四B

- ④ 「要綱案の取りまとめに向けた検討（二三） 第一法定利率」部会資料七七B
- ⑤ 「要綱案の取りまとめに向けた検討（二七） 第一法定利率」部会資料八一B
- ⑥ 「要綱仮案の第二次案 第九 法定利率 一 変動制による法定利率」部会資料八二―一
- ⑦ 同「補充説明」部会資料八二―二
- ⑧ 「要綱仮案（案） 第九 法定利率 一 変動制による法定利率」部会資料八三―一
- ⑨ 同・補充説明なし
- ⑩ 「要綱仮案 第九 法定利率 一 変動制による法定利率（民法第四〇四条関係）」
- ⑪ 「要綱案の原案（その一） 第九 法定利率 一 変動制による法定利率（民法第四〇四条関係）」部会資料八四―一
- ⑫ 同「補充説明」なし
- \*⑬ 「要綱案（案） 第九 法定利率 一 変動制による法定利率（民法第四〇四条関係）」部会資料八八―一
- ⑭ 同「補充説明」なし
- ⑮ 「要綱案 第九 法定利率 一 変動制による法定利率（民法第四〇四条関係）」
- ⑯ 「要綱 第九 法定利率 一 変動制による法定利率（民法第四〇四条関係）」
- ⑰ 「法律案要綱 第十 法定利率 一 変動制による法定利率 第一項～第五項（第四百四四条関係第一項～第五項関係）」
- \*法案条文案と形式上同じものは、⑬の段階で提示された。